

セグロウリミバエ対策検討会議の概要 (令和7年2月7日開催)

本検討会議において、令和6年3月に沖縄県名護市で確認されたセグロウリミバエについて、今後の防除対策の強化を図るため、検討を行った結果、以下3、4の方針により対応することが妥当とされた。

1. セグロウリミバエの発生状況について

令和6年3月、名護市のフェロモントラップにおいてセグロウリミバエの誘殺を確認。毎週トラップ調査を行い、誘殺が確認された地点には周辺にトラップを増設するとともに、ゴーヤ等ウリ科植物等の寄主果実調査を実施。

これまでに沖縄本島を中心に名護市、今帰仁村、本部町等の12市町村で本虫を確認（令和7年1月24日時点）。

2. 防除対策の実施状況について

寄主果実調査によりセグロウリミバエの寄生果実が確認された場合は、その周辺で寄主果実除去及び殺虫剤散布を実施。また、昨年12月下旬からは、誘殺の有無にかかわらず、各市町村主導による不要な寄主果実の除去を実施。

3. 今後の防除対策について

セグロウリミバエの発生後、発生調査と防除対策を講じているものの、沖縄本島北部を中心に発生が拡大し、春先の気温の上昇による活動・繁殖の活発化により、農作物被害の拡大や沖縄本島外にまん延が懸念。

このため、防除圧を高め、セグロウリミバエの密度低下を図るため、植物防疫法第17条に基づく緊急防除により、以下の(1)～(3)の防除対策を徹底。

(1) テックス板の設置

発生地域及びその周辺にテックス板（誘引剤と殺虫剤を含浸させた板）を設置し、本虫の発生密度を抑制。

(2) 寄主植物除去の徹底

沖縄本島内において、ケカラスウリなどの野生寄主植物の除去を徹底。

(3) 移動制限

本島外へのまん延防止を徹底するため、移動制限の実施にあたっては、植物防疫官の検査の結果、本虫が付着しているおそれがないと認められたものでなければ、本島外への移動を制限。

また、沖縄県等と連携し以下の（４）、（５）の防除対策を実施。

（４）不妊虫放飼の実施

セグロウリミバエの不妊化技術の開発を進め、不妊虫の放飼により本虫の繁殖阻害を図る。

（５）生産者、地域の住民への協力要請

- ・ 不要不急の寄主植物の栽培を避ける。
- ・ 栽培中及び保管中の寄主植物にセグロウリミバエが寄生しないよう適切に管理する。
- ・ また、万が一、幼虫の寄生などが確認された場合は、通報及び適切な処理を徹底する。

４．その他

今後の防除対策を円滑に進めるためには、沖縄県、市町村等の関係機関だけではなく、地域住民、生産者、販売者等の理解・協力が不可欠であるため、協力体制を築き、一体となって防除を進めていく必要。

以上